

# 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 6 月 20 日 (火) 第3324号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱 (※) (財政課取扱い) 1
- 歳入の徴収事務の委託 (生活・文化課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (漁港漁場課取扱い) 2
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農地整備課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
- 堤防と公園との兼用工作物管理協定の締結 (河川課取扱い) 5
- 道路の位置指定 (北薩地域振興局取扱い) 5

### 公 告

- 一般競争入札公告 (情報政策課取扱い) 6

### 教 育 委 員 会 規 則

- 指導が不適切な教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 8

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 9

## 告 示

### 鹿児島県告示第742号

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成29年 6 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱 (平成2年鹿児島県告示第1811号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第3条第2項」を「第2条第5項」に、「特定供給者」を「認定事業者」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年 6 月 20 日から施行する。

### 鹿児島県告示第743号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成29年 6 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 歳入の種類

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）  
別表に定める駐車場使用料

- 2 委託の相手方  
鹿児島市西田三丁目10番25号  
東洋警備株式会社
- 3 委託期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

#### 鹿児島県告示第744号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年6月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
肝属郡肝付町南方字名子田1274番，1274番3，1275番3，字尾方前1790番208，1790番215，1790番219，1790番220
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は，択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第745号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年6月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所  
鹿児島市伊敷町1782番1・1786番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第746号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成29年6月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 しゅん功認可年月日  
平成29年6月8日

## 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県知事 三反園訓

## 3 埋立区域

## (1) 位置

## 1 工区

出水郡長島町大字諸浦字大牟田263番13及び同字263番2から262番6を経て261番10に至る間の土地に接する道路の地先公有水面

## (2) 区域

## 1 工区

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ昭和56年8月12日付け指令漁港第273号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.60メートルにより決定）、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成24年の秋分の日満潮位（D. L. +3.60メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ昭和56年8月12日付け指令漁港第271号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.60メートルにより決定）、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成24年の秋分の日満潮位（D. L. +3.60メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑦の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 葛輪漁港内の防波堤天端に設置された基準点（金属びょう）（北緯32度15分27秒11，東経130度11分12秒68）から226度45分53秒209.73メートルの地点

②の地点 ①の地点から35度56分30秒2.06メートルの地点

③の地点 ②の地点から31度11分11秒2.91メートルの地点

④の地点 ③の地点から26度24分24秒2.91メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から21度37分34秒2.91メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から16度52分28秒2.91メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から12度05分07秒2.91メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から7度17分36秒2.92メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から2度32分15秒2.91メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から357度46分40秒2.91メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から352度58分56秒2.91メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から348度12分02秒2.92メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から343度02分00秒3.41メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から67度59分47秒52.68メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から43度18分19秒14.73メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から319度59分26秒0.25メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から43度11分34秒3.43メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から313度50分45秒7.65メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から313度44分19秒14.94メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から313度43分20秒6.88メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から244度24分50秒5.68メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から154度18分44秒2.60メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から244度19分40秒34.62メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から334度18分19秒0.50メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から244度19分24秒8.86メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から334度19分55秒1.60メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から244度21分09秒1.56メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から284度19分36秒0.91メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から194度19分54秒1.60メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から284度19分39秒73.25メートルの地点

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| ③①の地点 | ③①の地点から14度19分54秒1.60メートルの地点   |
| ③②の地点 | ③①の地点から284度19分49秒1.70メートルの地点  |
| ③③の地点 | ③②の地点から334度20分12秒0.37メートルの地点  |
| ③④の地点 | ③③の地点から244度17分20秒21.91メートルの地点 |
| ③⑤の地点 | ③④の地点から154度55分23秒26.68メートルの地点 |
| ③⑥の地点 | ③⑤の地点から137度38分48秒10.69メートルの地点 |
| ③⑦の地点 | ③⑥の地点から111度05分32秒7.50メートルの地点  |
| ③⑧の地点 | ③⑦の地点から90度00分00秒4.10メートルの地点   |
| ③⑨の地点 | ③⑧の地点から73度36分32秒23.04メートルの地点  |
| ④①の地点 | ③⑨の地点から84度23分10秒4.24メートルの地点   |
| ④②の地点 | ④①の地点から313度37分26秒13.78メートルの地点 |
| ④③の地点 | ④②の地点から43度23分24秒8.10メートルの地点   |
| ④④の地点 | ④③の地点から108度04分18秒17.00メートルの地点 |
| ④⑤の地点 | ④④の地点から196度30分01秒0.50メートルの地点  |
| ④⑥の地点 | ④⑤の地点から107度53分17秒6.53メートルの地点  |
| ④⑦の地点 | ④⑥の地点から20度31分44秒0.49メートルの地点   |
| ④⑧の地点 | ④⑦の地点から107度40分31秒17.20メートルの地点 |
| ④⑨の地点 | ④⑧の地点から158度08分41秒14.41メートルの地点 |
| ⑤①の地点 | ④⑨の地点から248度07分20秒8.65メートルの地点  |
| ⑤②の地点 | ⑤①の地点から149度52分58秒3.11メートルの地点  |
| ⑤③の地点 | ⑤②の地点から160度55分51秒8.57メートルの地点  |
| ⑤④の地点 | ⑤③の地点から175度07分31秒4.71メートルの地点  |
| ⑤⑤の地点 | ⑤④の地点から189度59分30秒3.45メートルの地点  |
| ⑤⑥の地点 | ⑤⑤の地点から201度30分59秒3.55メートルの地点  |
| ⑤⑦の地点 | ⑤⑥の地点から218度53分04秒3.98メートルの地点  |

## (3) 面積

4,391.77平方メートル

## 4 埋立地の用途

漁港施設用地及び道路用地

## 5 埋立免許年月日及び番号

平成25年11月11日

指令漁港第211号

## 6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

長島町

**鹿児島県告示第747号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年5月11日付けで十三塚原土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年6月20日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第748号**

土地改良事業県営経営体育成基盤整備（通作条件整備型・一般・過疎）（農道整備）中津川北地区の工事は、平成28年10月24日に完了した。

平成29年6月20日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第749号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年6月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年6月20日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号	日置市日吉町神之川字下堀 835番3地先から同市日吉 町神之川字手ノ口949番4 地先まで	前	29.2～33.4	54.4
			後	17.8～21.8	54.4

### 鹿児島県告示第750号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおり都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の3の規定により都市公園の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年6月20日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河川管理施設の位置
二級河川 脇田川水系 脇田川	左岸堤防	鹿児島市広木二丁目53番2及び65番35
		鹿児島市宇宿六丁目20番2及び48番17
		鹿児島市宇宿七丁目30番11
	右岸堤防	鹿児島市宇宿八丁目11番2及び21番13

#### 2 兼用工作物となる都市公園の名称

広木第2公園、中間公園、なかよし公園及び梶原公園

#### 3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 鹿児島市

住 所 鹿児島市山下町11番1号

代表者 鹿児島市長 森博幸

#### 4 管理の内容

(1) 河川管理施設以外の施設の新設、改築、維持又は修繕

(2) 河川管理施設の日常的な清掃

(3) 原則として公園施設に係る災害復旧

#### 5 管理の期間

平成29年6月20日から都市公園の存続する日まで

### 北薩地域振興局告示第9号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年6月20日

北薩地域振興局長 中堂菌哲郎

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 5月24日	出水市大野原町 322番地2	出水市上知識町879番の 一部及び886番3	34.51	4.05

鬼塚昭彦

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年 6 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量  
業務用パソコンの賃貸借 544台
- (2) 借入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成29年 9 月 29 日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
平成29年10月 1 日から平成34年 9 月 30 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成29年 7 月 18 日午後 5 時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年6月20日から同月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札の間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課情報システム係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成29年8月1日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年8月2日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎7階）会議室7-企-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成29年7月4日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県企画部情報政策課情報システム係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-2384  
ファックス番号 099-286-5527

## 13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Personal computer for general working:544
- (2) DELIVERY PERIOD:  
29 September 2017
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 1 August 2017
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Information Policy Division  
Planning Department  
Kagoshima Prefectural Government  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-2384  
FAX 099-286-5527

**教育委員会規則**

指導が不適切な教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月20日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

## 鹿児島県教育委員会規則第8号

指導が不適切な教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教員の取扱いに関する規則（平成15年鹿児島県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2第5項」を「第25条第5項」に改める。

第6条第2項中「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改め、同条第3項中「第25条の2第4項」を「第25条第4項」に改める。

第7条第1項中「第25条の2第5項」を「第25条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第67号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年6月20日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR喰霊 - 零 - F P L	株式会社藤商事	7P0587
ぱちんこ遊技機	CR交渉人真下正義M2BZ12	株式会社平和	7P0569
ぱちんこ遊技機	CR黄門ちゃま6L9BZ6	株式会社平和	7P0597
回胴式遊技機	パチスロ仮面ライダーBLACK KB	京楽産業. 株式会社	7S0537
回胴式遊技機	パチスロ笑ッせえるすまん3KE	株式会社三洋物産	7S0472
回胴式遊技機	パチスロ亜人/A3	株式会社オリンピア	7S0590